

# キッチンカー出店者募集要項

## 1 概要

### (1) 目的

第68回水島港まつりの魅力向上と賑わい創出のため、来場者に飲食物を販売・提供するキッチンカー（臨時売店）の出店者を募集します。

### (2) 実施日時

令和6年11月23日（土・祝） 10時00分～19時00分

※少雨決行、荒天中止。荒天による開催可否は、令和6年11月22日（金）17時の状況を踏まえ水島港まつり運営委員会（以下、「本委員会」という）で協議の上、水島港まつりホームページでお知らせしますのでご確認ください。出店者に対し個別連絡は行いません。

### (3) 出店料

5,000円

※出店を中止する場合には、事前にご連絡ください。いかなる場合も返金はありません。

※指定の口座へ振り込みください。なお、振り込み手数料は出店者様でご負担ください。

※振込先は、当選者にメールでお知らせします。（7月20日頃予定）

### (4) 出店場所

出店場所は、本委員会を選定し、出店者に後日お知らせいたします。

出店場所に関するご希望は一切お受けできませんので、ご了承ください。



### (5) 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物に限ります。

### (6) 警察への申請について

道路使用許可申請は本委員会で行いますので、各自でのお手続きは不要です。

## 2 募集について

### (1) 概要

ア 募集期間	2024年7月1日(月)～7月15日(月・祝)
イ 募集方法	<b>Google Formsのみ</b> ( <a href="https://forms.gle/bPqeH2HGYAChWgxG6">https://forms.gle/bPqeH2HGYAChWgxG6</a> )
ウ 出店料	1台 5,000円
エ 募集店舗数	25店舗程度
オ 選考結果公表	7月20日(土)頃にメールにてご連絡
カ 注意事項	



- ① 先着順ではありません。
- ② 同系列商品を取り扱う店舗のお申し込みが多数ある場合は、多種多様な商品を楽しんでいただくため、募集期間終了後、主催者により審査・選定を行い、出店者様に7月20日(土)頃ご連絡いたします。  
なお、選考の内容・結果についての異議申し立てや選考結果確認のお問い合わせには、ご回答いたしかねますので、予めご了承ください。
- ③ 募集店舗数に達していない場合でも、本委員会が不適当と判断した場合には、出店をお断りすることがあります。
- ④ 申請車両サイズ及び出店場所の区画により、出店数に変更になる場合があります。
- ⑤ 募集期間以外の応募は無効といたしますので、予めご了承ください。
- ⑥ 「キッチンカー出店募集」フォーム (Google Forms) 以外からの「お申し込み」「お問い合わせ」には、ご対応いたしかねますので、予めご了承ください。
- ⑦ 提出書類に変更が生じた場合は、変更した書類を再提出してください。

### (2) スケジュール

日程	手順	内容	
7月	1日(月)	募集開始 申込方法 <b>Google Forms</b> のみ	
	15日(月・祝)	<b>募集締め切り</b>	
	20日(土)頃	当選者通知	メールにてご連絡
	下旬	<b>出店料振込締め切り</b>	
8月	中旬	必要書類等提出 締切	ア 提出方法 Eメール イ 提出書類 1) 誓約書 2) <u>車検証(キッチンカー)の写し ※1</u>
	下旬	領収書・出店許可 証送付	送付物 ア 領収書 イ <u>出店許可証 ※2</u> ウ 出店位置図

※1 ナンバープレートが確認できる写真のご提出をお願いいたします。

ご登録いただいた個人情報は本委員会との連絡にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

※2 「出店許可証」の再発行は原則行いませんので、当日まで大切に保存してください。

### 3 出店条件等

キッチンカー出店募集のお申し込みをもって、次の出店条件についてすべてご承諾、ご同意頂いたものとしてお取り扱いいたしますので、予めご了承ください。

#### (1) 出店条件

- ア 生産物賠償責任保険（PL保険等）に加入していること。
- イ 食品衛生法に基づく営業許可、食品衛生責任者の資格を保有していること。
- ウ 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、保健所が定める適切な衛生管理、加工（調理等）及びアレルギーへの対処（材料の把握とアレルギー表示）を行える者が当日従事できること。
- エ キッチンカー出店者（法人の場合は代表者）、従事者が次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団員
  - ② 暴力団関係者及びその繋がりとされる事業者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む）
  - ③ 過去に食品衛生法に基づく行政処分を受けた事業者
  - ④ 政治性、宗教性のある事業者
- オ 出店に係る権利を他人に譲渡または委託しないこと。
- カ 暴力団に対し、利益を供与しないこと。
- キ 車両移動時以外はキッチンカーのエンジンを停止すること。
- ク 公序良俗に反する服装や、言動を行わないこと。
- ケ 来場者のニーズを調査するため、販売終了時に販売品目別の売上げを、水島港まつり当日**19時30分までに本部へ提出**すること。また、当日の提出が困難な場合は、**11月24日（日）17時までに本委員会へEメールで提出**すること。ご提出いただけない場合は、次回以降の出店をご遠慮いただくことがありますので、予めご了承ください。
- コ 本委員会及び警察の指示に従うこと。
- サ 誓約書（別紙）に同意すること。
- シ 虚偽申告、指示に従っていただけない場合等、本委員会は出店者へ出店許可の取消・撤去指示及び今後の水島港まつりへの出店禁止等の措置を行うことがある。この措置に対し、異議申し立て、補填・賠償請求を行わないこと。

#### (2) 設備等について

- ア 火気を使用する場合には、出店日前までに消防署との協議、必要届出の提出及び消化器の設置を行うこと。
- イ 出店に必要な費用及び物品（発電機、調理用水および排水タンク等）は全て出店者が負担すること。本委員会から備品の貸し出しは行わない。
- ウ ゴミ箱を設置し、購入者へゴミ箱への廃棄を依頼すること。また、販売終了後は清掃を実施し、排水・ゴミ（自店の販売物が否かに関わらず）は持ち帰り適正に処分すること。
- エ 近隣公園の水道使用、洗剤や油を流す等の行為は行わないこと。
- オ 来場者がコードにつまづかないよう養生する等、安全対策を徹底すること。
- カ 路面保護のため、車外での調理等は行わないこと。
- キ 出店者はその責めに帰する理由により、道路、道路付帯施設、またはその他施設を損傷させた時は、道路管理者及びその施設管理者に報告し、今後の対応について相談するとともに、損害がある場合には、損害賠償を行う等、誠実に対応すること。

### (3) その他

ア 次の事項について、出店者がその責任の一切を負い、自己の費用において解決すること。

- ①現金の盗難、紛失、トラブル等
- ②出店に際しての事故、物損、苦情、トラブル等
- ③販売及び商品に対する事故、苦情、トラブル等

イ 不測の事態が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、本委員会本部へ速やかに報告すること。

ウ 出店を取りやめる場合は速やかに本委員会に報告すること。出店告知を行っている場合は、取りやめる旨の告知を行うこと。告知を行っていない場合はこの限りではない。

エ 次の写真及び動画について、肖像権、著作権の主張をしないこと。

また、写真及び動画の2次使用权も本委員会に帰属することとする。

- ①出店者が本委員会に提供した写真及び動画等
- ②当日、本委員会、またはその受託者が撮影した写真及び動画等

## 3 申し込み・問い合わせ先

水島港まつり運営委員会 キッチンカー出店管理担当

Eメール：yosakoikitchencar@gmail.com